

静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)及び「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について」(平成31年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)に基づき、保育士等キャリアアップ研修実施機関(以下「研修実施機関」という。)の指定等について必要な事項を定め、保育士等キャリアアップ研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町、指定保育士養成施設又は、就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 申請及び実施事業者の役員又は関係者等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員等(暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

- (5) 次の要件を満たす研修を実施すること。

ア 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

なお、研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

(ア) 専門分野別研修(①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等(子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

(イ) マネジメント研修

(ア)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

イ 研修内容

研修内容は、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

受講者が集合して実施する研修(以下「集合型研修」という。)においてガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の「内容」ごとに受講証明書を交付する場合は、1内容3時間以上であること。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると知事が認めた者とする。

オ 実施方法

(ア) 研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

(イ) 集合型研修は、原則として、静岡県内で実施するものとし、日時及び会場については、受講希望者の利便性に配慮すること。

(ウ) eラーニングによる研修を実施する場合は、別紙「静岡県保育士等キャリアアップ研修のeラーニングによる実施について」の実施要件を満たすこと。

(エ) ライブ形式(あらかじめ定められた時間帯に受講者が講義や演習をリアルタイムで受講することにより、オンライン上で集合する方法)による研修を実施する場合は、別紙「静岡県保育士等キャリアアップ研修のeラーニングによる実施について」の実施要件に準じた対策等を講じること。

- (6) ガイドラインに基づいて研修修了の確認及び評価を行うこと。
 また、集合型研修により受講証明書を交付する場合は、1内容3時間以上の研修の受講について、同様に確認及び評価を行うこと。
- (7) 研修修了者に対し、保育士等キャリアアップ研修修了証(以下、「修了証」という。)を交付すること。集合型研修により受講証明書を交付する場合は、内容ごとに交付すること。
- なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了等を取り消すことができる。

ア 修了証の交付

(ア) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号(2 2) - 修了証の発行年(2桁(西暦の下2桁)) - 研修指定番号※(3桁) - 通し番号(5桁)」の12桁とすること。

※ 研修指定番号は、研修実施機関の番号(2桁)(指定時に静岡県で決定し、通知する)と研修種別番号(1桁)の3桁の番号とする。なお、「都道府県番号」及び「研修種別番号」はガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとすること。

(イ) 修了証の効力

修了証については、静岡県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

イ 集合型研修による受講証明書の交付

(ア) 受講証明番号

受講証明番号については、「開催地区表記(漢字1文字) - 研修実施年月日(6桁(西暦の下2桁+月2桁+日2桁)) - 研修内容番号※(3桁) - 通し番号(3桁)」の11桁とする。開催地区表記及び地区に含まれる市町は以下の表のとおり。※ 研修内容番号は、別記1のとおり。

開催地区	表記方法	地区に含まれる市町
東部	東	熱海市、伊東市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部	中	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部	西	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町
静岡県外	外	静岡県外

(イ) 受講証明書の効力

受講証明書自体は、効力を有しない。ただし、静岡県及び静岡県の指定を受けた研修実施機関の研修において、1分野を満たす5内容の受講証明書の交付を受けた場合は、当該分野における修了証の発行を受けることができる。

(8) 研修修了者（集合型研修による、受講完了者）の情報管理を行うこと。

ア 研修修了者(受講完了者)名簿の作成

名簿は①から⑥までの事項を備えること。

- ① 保育士登録番号（保育士の場合に限る）
- ② 氏名・生年月日・住所
- ③ 勤務先施設の名称・所在市町名（現職の者に限る）
- ④ 修了した研修分野（受講証明書の交付を受けた内容）
- ⑤ 修了証番号（受講証明番号）
- ⑥ 修了年月日（受講完了年月日）

静岡県が他の都道府県及び市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時に受講希望者から同意を得ること。

イ 修了証（受講証明書）の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証（受講証明書）の再発行を行うこと。

ウ 個人情報の保護

研修実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

研修実施機関は、研修の実施において知り得た情報をみだりに他人に知らせないこと。

(9) 適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

(指定の申請)

第3条 研修実施機関の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、研修実施予定日の2か月前までに、必要事項を記載した保育士等キャリアアップ研修指定申請書(以下「申請書」という。)に下記の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び研修会場見取図
- (2) 収支予算書
- (3) 研修カリキュラム
- (4) eラーニング実施計画書（eラーニング、ライブ形式を含む研修の申請のみ）
- (5) 講師履歴調書及び就任承諾書
- (6) 定款、寄付行為その他の基本約款
- (7) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

- (8) 決算報告書（直近1事業年度のもの）
- (9) 誓約書
- (10) その他知事が必要と認める書類

なお、必要書類のうち、(6)から(9)については指定保育士養成施設、市町の場合は不要とし、その他の申請者についても提出は初回申請時のみとする。ただし、必要に応じて提出を求める場合がある。任意団体の場合は、(6)及び(7)を会則等に替えることができる。

また、eラーニングにより研修を実施する場合、(5)の就任承諾書は教材の制作者による使用承諾が分かるものに替えることができる。

- 2 申請者は、本要綱の施行以前に実施した研修（平成29年4月1日以降に限る。）を、この要綱の定める内容を満たした研修として指定を受けようとする場合は、前項の必要書類（(1)の研修会場見取図、(2)及び(5)の就任承諾書を除く。）に加え、この要綱に定める内容を満たした研修を実施したことを確認できる書類を申請書に添付して知事に提出しなければならない。なお、前項の提出期限はこの限りではない。

(指定の通知)

第4条 知事は、申請内容がこの要綱に定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認められる場合は、保育士等キャリアアップ研修指定通知書により指定を行う。

- 2 知事は、申請の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

(指定の効力)

第5条 第3条の申請に基づく指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。

- 2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書に以下の書類を添付して、知事に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。

- (1) 事業計画書及び研修会場見取図
- (2) 収支計画書
- (3) 研修カリキュラム
- (4) eラーニング実施計画書（eラーニング、ライブ形式を含む研修の申請のみ）
- (5) 講師履歴調書及び就任承諾書

なお、eラーニングによる研修において、(5)の就任承諾書は教材の制作者による使用承諾が分かるものに替えることができる。

3 前項の保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(指定内容の変更届出書)

第6条 研修実施機関は、第3条及び第5条の申請にかかる内容を変更するときは、速やかに保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書に変更に係る以下の書類を添付し知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び研修会場見取図
- (2) 収支計画書
- (3) 研修カリキュラム
- (4) eラーニング実施計画書（eラーニング、ライブ形式を含む研修の申請のみ）
- (5) 講師履歴調書及び就任承諾書

(実施状況の報告)

第7条 研修実施機関は、研修完了後、速やかに以下の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 修了者名簿（受講完了者）名簿
- (4) 研修の内容が確認できるもの（当日の資料の写し等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(調査及び指導)

第8条 知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、研修実施機関の長に対し、研修方法その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。また、指導による改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 知事は、研修実施機関が、次の事項のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
- (2) 指定申請等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。
- (3) 指定したキャリアアップ研修を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (4) 指定したキャリアアップ研修の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (5) 第7条に定める調査に応じないとき又は指導に従わないとき。
- (6) その他研修実施機関として不適切と判断されるとき。

(聴聞の機会)

第10条 知事は、第8条によりキャリアアップ研修の中止を命ずる場合及び第9条により指定の取消しを行う場合は、研修実施機関に対して聴聞を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱、ガイドラインに定めるもののほか、保育士等キャリアアップ研修の指定等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月8日から施行し、令和3年2月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱により提出されている様式は、改正後の静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱により提出されている様式は、改正後の静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱の規定により提出されたものとみなす。

様式第1号の1（第2条（7）ア関係）

第 号

保育士等キャリアアップ研修修了証

保育士登録番号：

氏 名：

生 年 月 日：

あなたは、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づく保育士等キャリアアップ研修について、次の分野を修了したことを証明する。

研修種別	
------	--

年 月 日

所在地
研修実施機関名
代表者氏名 印

（注）
保育士以外の者に交付する場合、保育士登録番号の記載は不要とする。

様式第1号の2（第2条（7）イ関係）

第 号

保育士等キャリアアップ研修受講証明書

保育士登録番号：

氏 名：

生 年 月 日：

あなたは、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）及び静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づく保育士等キャリアアップ研修について、次の分野内の内容を受講したことを証明する。

研修種別	
研修内容	
受講時間	3時間
開催日	

※ 当該受講証明書は、研修内容ごとに発行する。

年 月 日

所在地
研修実施機関名
代表者氏名 印

（注）保育士以外の者に交付する場合、保育士登録番号の記載は不要とする。

様式第1号の3（第2条（8）イ関係）

第 号

保育士等キャリアアップ研修修了証【再発行】

保育士登録番号：

氏 名：

生 年 月 日：

発 行 年 月 日：

あなたは、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づく保育士等キャリアアップ研修について、次の分野を修了したことを証明する。

研修種別	
------	--

再発行年月日： 年 月 日

所在地
研修実施機関名
代表者氏名 印

（注）保育士以外の者に交付する場合、保育士登録番号の記載は不要とする。

様式第1号の4（第2条（8）イ関係）

第 号

保育士等キャリアアップ研修受講証明書【再発行】

保育士登録番号：

氏 名：

生 年 月 日：

発 行 年 月 日：

あなたは、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）及び静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づく保育士等キャリアアップ研修について、次の分野内の内容を受講したことを証明する。

研修種別	
研修内容	
受講時間	3時間
開催日	

※ 当該受講証明書は、研修内容ごとに発行する。

再発行年月日： 年 月 日

所在地
研修実施機関名
代表者氏名 印

（注）保育士以外の者に交付する場合、保育士登録番号の記載は不要とする。

様式第2号の1（第3条関係）

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
申請者名
代表者氏名

保育士等キャリアアップ研修指定申請書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）及び静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づく保育士等キャリアアップ研修について、指定を受けたいので、静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱第3条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

（添付書類）

- ・ 事業計画及び研修会場見取図
- ・ 収支予算書
- ・ 研修カリキュラム
- ・ eラーニング実施計画書（eラーニングによる研修の申請のみ）
- ・ 講師履歴書及び就任承諾書

複数の種別の研修をまとめて届出する場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。

様式第2号の2（第3条、第5条第2項、第6条関係）

事業計画

1 研修事業の実施体制について

研修担当者氏名	
研修担当者連絡先	電話番号： メールアドレス：

2 研修日程等について

研修の受付開始予定日	
研修実施予定日	
受講証明書の発行予定日	
修了証の発行予定日	
事業実績報告の提出予定日	

（申請者）

※その他、本研修に係る収支予算書及び研修会場見取図を別途添付すること。

※研修が複数回にわたる場合は、研修実施回数分作成すること。

様式第2号の3（第3条、第5条第2項、第6条関係）

研修カリキュラム

研修名								
研修種別								
定員		研修時間			研修期間			
研修 内 容	No.	①研修名	②研修内容番号	③講師 (所属・職・氏名)	④研修形態	⑤研修時間(分)	⑥実施日時	⑦会場
	1						年 月 日 : ~ :	
	2						年 月 日 : ~ :	
	3						年 月 日 : ~ :	
	4						年 月 日 : ~ :	
	5						年 月 日 : ~ :	

※研修種別は乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援、マネジメントからあてはまるものを記載すること。

※②は、別記1参照のこと。受講証明書を交付する場合は、内容番号ごとに行を分けて記載すること。

※④は、講義、演習、グループ討議等の別を記載すること。

※⑤は、休憩時間を含まない実の時間を記載すること。

様式第2号の4（第3条、第5条第2項、第6条関係）

eラーニング研修 実施計画書

研修実施機関名：_____

静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱の規定に基づき、以下のとおりeラーニングによる研修を計画し、実施します。

(1)研修種別	
(2)研修実施時間	eラーニングによる実施時間：_____時間 集合研修による実施時間：_____時間
(3)実施方法/時間	
(4)eラーニング研修 受講確認/不正防止 対策	

※(4)について、オンデマンド形式で実施する場合は、視聴ログ管理機能については必須。

また、実施する全ての方法を記載すること。

様式第2号の5(第3条、第5条第2項、第6条関係)

講師履歴調書

氏名			
生年月日			
略歴	年 月		
保育に関する研修等の実績	研修等の名称	研修及び教授内容	期 間

※各講師ごとに作成すること。

様式第2号の6（第3条、第5条第2項、第6条関係）

就任承諾書

年 月 日

_____様

氏名

私は、_____が保育士等キャリアアップ研修として指定を受けた際には、当該研修実施機関において、下記研修を担当する講師として就任することを承諾します。

記

1 担当研修名

2 就任期日

年 月 日

様式第2号の7（第3条関係）

誓約書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
申請者名
代表者氏名

- 1 指定申請を行うにあたり、静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱第2条（4）の欠格要件に該当しないことを誓約します。
- 2 保育士等キャリアアップ研修実施機関の指定を受けるにあたって、静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱その他関係法令等を遵守することを誓約します。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名

保育士等キャリアアップ研修指定通知書

年 月 日付けで指定の申請のあった保育士等キャリアアップ研修について、下記のとおり指定したので、通知する。

研修実施機関番号	
研修実施機関の名称	
研修種別番号	
研修種別	
研修内容番号	
備考	

担 当
電話番号

様式第4号（第5条第2項関係）

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
申請者名
代表者氏名

保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）及び静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づく保育士等キャリアアップ研修として、 年 月 日付け 第 号により指定を受けた研修について、下記のとおり 年度に実施する内容の届出を行います。

研修種別	
研修内容	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

（添付書類）

- ・ 事業計画及び研修会場見取図
- ・ 収支予算書
- ・ 研修カリキュラム
- ・ eラーニング実施計画書（eラーニングによる研修の申請のみ）
- ・ 講師履歴書及び就任承諾書

複数の種別の研修をまとめて届出する場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。

様式第4号の2（第6条関係）

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
申請者名
代表者氏名

保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）及び静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づく保育士等キャリアアップ研修として、 年 月 日付け 第 号により指定を受けた研修について、下記のとおり 年度に実施する内容について、一部変更がありましたので、届出を行います。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

（添付書類）※修正が生じた部分に応じて提出すること。

- ・ 事業計画及び研修会場見取図
- ・ 収支予算書
- ・ 研修カリキュラム
- ・ eラーニング実施計画書（eラーニングによる研修の申請のみ）
- ・ 講師履歴書及び就任承諾書

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
申請者名
代表者氏名

保育士等キャリアアップ研修事業実績報告書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）及び静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づく保育士等キャリアアップ研修として、 年 月 日付け第 号により指定を受けた研修について、下記のとおり実施しましたので報告します。

研修実施機関番号	
研修種別	
研修修了者数	
研修受講証明書交付数	

静岡県保育士等キャリアアップ研修のeラーニングによる実施について

1 定義

eラーニングとは、映像コンテンツを用いた学習であり、静岡県保育士等キャリアアップ研修におけるeラーニング実施形式は、以下のとおりとする。

(1) ビデオオンデマンド形式

インターネット上のサーバー等に保存されている講義映像にアクセスして受講（視聴）する方法

(2) オフライン形式

講義映像をDVD等のメディアで再生し、受講（視聴）する方法

2 実施方法

(1) 演習等を取り入れ、集合型研修と同等の質を担保するように、工夫して実施すること。

(2) 不正防止策を講じること。

(3) 次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) ビデオオンデマンド形式

- ・個人ID及びパスワードの発行等により受講者本人による視聴の確認を行うこと。
- ・視聴ログの管理機能を必須とする他、早回し制限機能等を有する学習管理システムを導入すること。
- ・単元や項目ごとに確認テストやレポート課題を設け、受講者の理解度が確認できるよう工夫をすること。
- ・受講者からの質疑に対応できる仕組みを設けること。

(イ) オフライン形式

- ・集合型研修において実施すること。
- ・指定研修実施機関が、対面等により受講者の本人確認を行うこと。また、研修受講状況についても確認すること。
- ・受講者からの質疑に対応できる仕組みを設けること。

3 その他

(1) 上記要件を満たすとともに、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査（平成30年度厚生労働省委託事業）における「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ（平成31年1月9日）及び「不正防止対策検討における議論のとりまとめ（平成31年3月13日）」を参考にすること。

(2) eラーニングの一部受講による受講証明書の交付は行わない。

研修の内容及び研修受講番号

分野	ねらい	上段:内容	具体的な研修内容(例)
		下段:研修内容番号	
A 乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	1 乳児保育の意義	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育の役割と機能 乳児保育の現状と課題
		A-1	
		2 乳児保育の環境	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育における安全な環境 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 他職種との協働
		A-2	
		3 乳児への適切な関わり	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育における配慮事項 乳児保育における保育者の関わり 乳児保育における生活習慣の援助や関わり
A-3			
4 乳児の発達に応じた保育内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針について 乳児の発達と保育内容 1歳以上3歳未満児の発達と保育内容 		
A-4			
5 乳児保育の指導計画、記録及び評価	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画に基づく指導計画の作成 観察を通しての記録及び評価 評価の理解及び取組 		
A-5			
B 幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	1 幼児教育の意義	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の役割と機能 幼児教育の現状と課題 幼児教育と児童福祉の関連性
		B-1	
		2 幼児教育の環境	<ul style="list-style-type: none"> 幼児期にふさわしい生活 遊びを通しての総合的な指導 一人一人の発達の特性に応じた指導 他職種との協働
		B-2	
		3 幼児の発達に応じた保育内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針について 資質と能力を育むための保育内容 個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育
B-3			
4 幼児教育の指導計画、記録及び評価	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画に基づく指導計画の作成 観察を通しての記録及び評価 評価の理解及び取組 		
B-4			
5 小学校との接続	<ul style="list-style-type: none"> 小学校教育との接続 アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 保育所児童保育要録 		
B-5			

C 障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	1 障害の理解	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもの理解 医療的ケア児の理解 合理的配慮に関する理解 障害児保育に関する現状と課題
		C-1	
		2 障害児保育の環境	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 障害のある子どもと保育者との関わり 障害のある子どもと他の子どもとの関わり 他職種との協働
		C-2	
		3 障害児の発達の援助	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもの発達と援助
C-3			
4 家庭及び関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や家族に対する理解と支援 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 小学校等との連携 		
C-4			
5 障害児保育の指導計画、記録及び評価	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録 個別指導計画作成の留意点 障害児保育の評価 		
C-5			
D 食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	1 栄養に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 食事摂取基準と献立作成・調理の基本 衛生管理の理解と対応
		D-1	
		2 食育計画の作成と活用	<ul style="list-style-type: none"> 食育の理解と計画及び評価 食育のための環境(他職種との協働等) 食生活指導及び食を通じた保護者への支援 第三次食育推進基本計画
		D-2	
		3 アレルギー疾患の理解	<ul style="list-style-type: none"> アレルギー疾患の理解 食物アレルギーのある子どもへの対応
D-3			
4 保育所における食事の提供ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 保育所における食事の提供ガイドラインの理解 食事の提供における質の向上 		
D-4			
5 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 アナフィラキシーショック(エピペンの使用方法を含む。)の理解と対応 		
D-5			

E 保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	1 保健計画の作成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 ・保健活動の記録と評価 ・個別的な配慮を必要とする子どもへの対応(慢性疾患等)
		E-1	
		2 事故防止及び健康安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 ・体調不良や傷害が発生した場合の対応 ・救急処置及び救急蘇生法の習得 ・災害への備えと危機管理
		E-2	
		3 保育所における感染症対策ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・保育所における感染症の対策と登園時の対応
E-3			
4 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 ・保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 		
E-4			
5 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 ・安全な環境づくりと安全の確認方法 		
E-5			
F 保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	1 保護者支援・子育て支援の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・保育所の特性を活かした支援 ・保護者の養育力の向上につながる支援
		F-1	
		2 保護者に対する相談援助	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する相談援助の方法と技術 ・保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価
		F-2	
		3 地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源 ・地域の子育て家庭への支援 ・保護者支援における面接技法
F-3			
4 虐待予防	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の予防と対応等 ・虐待の事例分析 		
F-4			
5 関係機関との連携、地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 ・保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 ・「子どもの貧困」に関する対応 		
F-5			

G マネジメント	<p>・主任保育士の下でモデルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。</p>	1 マネジメントの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・組織マネジメントの理解 ・保育所におけるマネジメントの現状と課題 ・関係法令、制度及び保育指針等についての理解
		G-1	
		2 リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所におけるリーダーシップの理解 ・職員への助言・指導 ・他職種との協働
		G-2	
		3 組織目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・組織における課題の抽出及び解決策の検討 ・組織目標の設定と進捗管理
		G-3	
		4 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上 ・施設内研修の考え方と実践 ・保育実習への対応
		G-4	
		5 働きやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理 ・ICTの活用 ・職員のメンタルヘルス対策
		G-5	

※ 「具体的な研修内容(例)」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

※ 集合型研修により受講証明書を交付する場合は、1分野あたり3時間×5内容とする。